

平成 27 年 9 月 4 日
生涯学習政策局長決定
平成 30 年 11 月 12 日改定

「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」使用要領

1. 「子供のための情報モラル育成プロジェクト」の趣旨

文部科学省では「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を立ち上げ、子供たちのスマートフォンなどの利用によるネット依存や、SNS 等の利用に伴うトラブル等の課題に対する対応策について必要な検討を実施してきた。

本プロジェクトでは、子供たちのスマートフォンの利用について家族みんなで考えるなど、子供たちの情報モラルを育成する取組の普及・促進を目的とし、「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク（以下、「スローガン及びロゴマーク」という）」の活用について、協力団体を通じて幅広く推奨する。

については、本プロジェクトに協力いただける団体と、スローガン及びロゴマークを活用して、子供たちの情報モラルを育成する取組を推進していく。

2. 「スローガン及びロゴマーク」について

「スローガン及びロゴマーク」については、別紙 1 に定めるとおりとし、デザインを変更してはならない。

ただし、デザインとしての一体性を失わない範囲において、サイズ（スローガンとロゴマークの位置関係や構成比率を変更することはできない）及びデザイン内の「協力団体名等」部分は自由に変更して差し支えない。

3. 応募について

「スローガン及びロゴマーク」の使用を希望する者は、使用応募書（別紙 2）と「スローガン及びロゴマーク」を付けたデザイン案を文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（以下、「担当課」という）に電子媒体にて提出すること。ただし、電子媒体での送付が困難な場合は、担当課に相談すること。

4. 使用について

10 に記載する 12 項の条件を全て満たし、上記 3 による応募があり、当該使用が上記 1 の趣旨に沿うものと認める場合は、担当課は、上記 2 で定めたサイズ及びデザイン内の「協力団体名等」部分の変更内容に問題がないことを確認した上で、デザインの使用を認めるものとする。

また、担当課は、「スローガン及びロゴマーク」の使用応募及び使用にあたり必要に応

じて条件を付すことができるものとし、また、「スローガン及びロゴマーク」の使用許可を受けた者（以下、「使用者」という）が、本要領に違反した場合には、是正のための措置及び使用許可の取消しを行うことができる。

5. 使用者（団体）

使用者は以下の者とする。

- （1）国の機関
- （2）地方公共団体及びその機関等
- （3）公益法人、その他これに準ずる団体等
- （4）民間企業等

6. 使用対象物

使用対象物は以下のとおりとする。

- （1）使用者が発行する冊子、パンフレット、ポスターまたはウェブサイト等への掲載
- （2）使用者が講演、イベント等で使用する資料及び電子データ
- （3）その他、担当課が認めるもの

7. 使用料

「スローガン及びロゴマーク」の使用料は、無料とする。

8. 使用期間

「スローガン及びロゴマーク」の使用の開始は、担当課が使用を認めた日以降とし、使用期間は使用を開始した日の属する年度内に限るものとする。ただし、当初の使用許可を受けた内容より大幅な変更がない場合はこの限りではない。

9. 使用許可内容の変更

使用対象物が全く別物になるなどの大幅な変更の場合は、改めて使用応募書を提出すること。ただし、使用許可を受けた内容について使用対象物の軽微な変更の場合に限り、「スローガン及びロゴマーク」使用に関する変更内容を事前に担当課へメールにて連絡すること。

10. 使用条件

- （1）上記1「子供のための情報モラル育成プロジェクト」の趣旨に賛同し、取組を推進すること。
- （2）「スローガン及びロゴマーク」の使用については、使用者が一切の責任を負うこと。
- （3）「スローガン及びロゴマーク」を使用許可される前に無断で使用しないこと。

- (4) 使用者は、他人に、ロゴマークの使用権を再許諾又は譲渡することはできない。
- (5) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の結び付け、または、特定の企業、団体の売名に利用しないこと。
- (6) 「スローガン及びロゴマーク」を用いた商品の販売等、商業利用は除くものとし、さらに、商品販売等の商業利用を行わないこと。
- (7) 使用対象物の配布及び掲示に係る経費はすべて「使用者」側が負担すること。
- (8) 使用対象物の品質を担当課が保証するものではないこと。
- (9) 使用対象物の作成にあたり、趣旨に反すると認められる場合には、担当課の是正勧告に従うこと。
- (10) 使用対象物の内容が使用許可を受けた内容と著しく異なる場合、文部科学省の信用を傷つける行為を行った場合及び(9)の是正勧告に従わなかった場合には、使用を認められないのでその指示に従うこと。
- (11) 使用許可を受けた内容が変更になる場合(上記「9. 使用許可内容の変更」参照)は事前に担当課に連絡すること。
- (12) その他、使用要領に定めのない事項については、担当課の指示を受けるものとする。

【別紙1】「子供のための情報モラル育成プロジェクト」スローガン及びロゴマークについて (ロゴマーク)

【別紙2】「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」使用応募書